

別表 1

地域密着型特別養護老人ホーム第2大洞岐協苑 利用単位表

ユニット型介護福祉施設サービス費	
要介護1	682単位
要介護2	753単位
要介護3	828単位
要介護4	901単位
要介護5	971単位

加算	
個別機能訓練加算(Ⅰ)	12単位/日
個別機能訓練加算(Ⅱ)	20単位/月
看護体制加算(Ⅰ)イ	12単位/日
看護体制加算(Ⅱ)イ	23単位/日
夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ	46単位/日
日常生活継続支援加算(Ⅱ)	46単位/日
栄養マネジメント強化加算	11単位/日
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50単位/月
協力医療機関連携加算	50単位/月
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10単位/月
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10単位/月
介護職員等処遇改善加算Ⅰ口	当月総単位数の17.6%

特別な加算	
療養食加算	6単位/食
外泊時費用(入院または外泊時、6日のみ)	246単位/日
経口維持加算(Ⅰ)	400単位/月
経口維持加算(Ⅱ)	100単位/月
退所時情報提供加算(入院時のみ)	250単位/回
初期加算 (初回30日及び30日以上入院後の利用時30)	30単位/日
安全対策体制加算(初回のみ)	20単位

介護保険対象外になる費用について

理美容代(カット)	1,500円	*外部業者による
電気製品個別使用料	例:TV 500円/月	
金銭管理代行料	月500円	
行事参加費	実費相当分	*参加希望があった場合
おやつ代	80円/日	*申込制

(令和8年6月1日現在)

別表2 地域密着型特別養護老人ホーム第2大洞岐協苑 利用料金表

ユニット型個室

30日あたり/円

第4段階以上	合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		223,244	230,959	239,112	247,048	254,658
	介護自己負担(3割負担)	90,944	98,659	106,812	114,748	122,358
	食費 (1,850円)	55,500				
	居住費 (2,560円)	76,800				

第4段階以上	合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		192,929	198,073	203,508	208,799	213,872
	介護自己負担(2割負担)	60,629	65,773	71,208	76,499	81,572
	食費 (1,850円)	55,500				
	居住費 (2,560円)	76,800				

第4段階以上	合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		162,614	165,186	167,904	170,549	173,086
	介護自己負担(1割負担)	30,314	32,886	35,604	38,249	40,786
	食費 (1,850円)	55,500				
	居住費 (2,560円)	76,800				

* 経管栄養(胃ろう)の場合の食費は1日あたり1,445円となります。(全ての負担割合の方)

別表2-2 地域密着型特別養護老人ホーム第2大洞岐協苑

利用料金表

ユニット型個室

30日あたり/円

第 3 段 階 ②	合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		112,214	114,786	117,504	120,149	122,686
	介護自己負担(1割負担)	30,314	32,886	35,604	38,249	40,786
	食費 (1,360円)	40,800				
	居住費 (1,370円)	41,100				
第 3 段 階 ①	合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		90,914	93,486	96,204	98,849	101,386
	介護自己負担(1割負担)	30,314	32,886	35,604	38,249	40,786
	食費 (650円)	19,500				
	居住費 (1,370円)	41,100				

第 2 段 階	合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		68,414	70,986	73,704	76,349	78,886
	介護自己負担(1割負担)	30,314	32,886	35,604	38,249	40,786
	食費 (390円)	11,700				
	居住費 (880円)	26,400				

第 1 段 階	合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		65,714	68,286	71,004	73,649	76,186
	介護自己負担(1割負担)	30,314	32,886	35,604	38,249	40,786
	食費 (300円)	9,000				
	居住費 (880円)	26,400				

介護保険施設等における居住費の負担限度額が 令和6年8月1日から変わります

介護保険施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院)やショートステイを利用する方の食費・居住費については、低所得の方への補助(補足給付)を行っています。

※補足給付は、原則、世帯全員(世帯を分離している配偶者を含みます)が市町村民税非課税の方が対象です。



近年の高齢者世帯の光熱・水道費などや在宅で生活する方との公平性等を総合的に勘案し、**令和6年8月**から、**居住費の負担額が60円(日額)引き上がります。**

※従来から補足給付の仕組みにおける負担限度額を0円としている利用者負担第1段階の多床室利用者については、負担限度額を据え置き、利用者負担が増えないようにします。

利用者負担段階	補足給付の主な対象者 <small>※非課税年金も含む</small>	預貯金額(夫婦の場合)
第1段階	生活保護受給者	要件なし
	世帯全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者	1,000万円(2,000万円)以下
第2段階	世帯全員が 市町村民税 非課税 年金収入金額(※)+合計所得金額80万円以下	650万円(1,650万円)以下
第3段階①	年金収入金額(※)+合計所得金額が80万円超~120万円以下	550万円(1,550万円)以下
第3段階②	年金収入金額(※)+合計所得金額が120万円超	500万円(1,500万円)以下

※社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業も対象となる場合があります。(事業を実施していない社会福祉法人等もあります。)

負担限度額 (負担いただく日額)		第1段階		第2段階		第3段階 ①・②	
		令和6年 7月まで	令和6年 8月から	令和6年 7月まで	令和6年 8月から	令和6年 7月まで	令和6年 8月から
多床室	特養等	0円 ▶	0円	370円 ▶	430円	370円 ▶	430円
	老健・医療院等	0円 ▶	0円	370円 ▶	430円	370円 ▶	430円
従来型個室	特養等	320円 ▶	380円	420円 ▶	480円	820円 ▶	880円
	老健・医療院等	490円 ▶	550円	490円 ▶	550円	1,310円 ▶	1,370円
ユニット型個室的多床室		490円 ▶	550円	490円 ▶	550円	1,310円 ▶	1,370円
ユニット型個室		820円 ▶	880円	820円 ▶	880円	1,310円 ▶	1,370円

補足給付の対象ではない方 ご負担いただく額は、施設と利用者の契約により決められています。

居住費に要する平均的な費用の額(基準費用額)についても、60円(日額)引き上がります。